

## 新規制基準への適合性に係る許認可等の処分に対する 異議申立てへの対応について

平成27年10月14日

原子力規制委員会

### 1. 背景

行政不服審査法（以下「行審法」という。）第4条において、行政庁の処分に不服がある者は、異議申し立てをすることができることされており、原子力規制委員会の行った処分については、行審法第6条の規定に基づき異議申立てをすることができることされている。

### 2. これまでの対応

九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更の許可以降、新規制基準への適合性に係る許認可に関して異議申立人から原子力規制庁に提出された11件の異議申立てについては、同庁において案件ごとにとりまとめて原子力規制委員会に報告し、以下の手続きを進めることのできることを得ている。

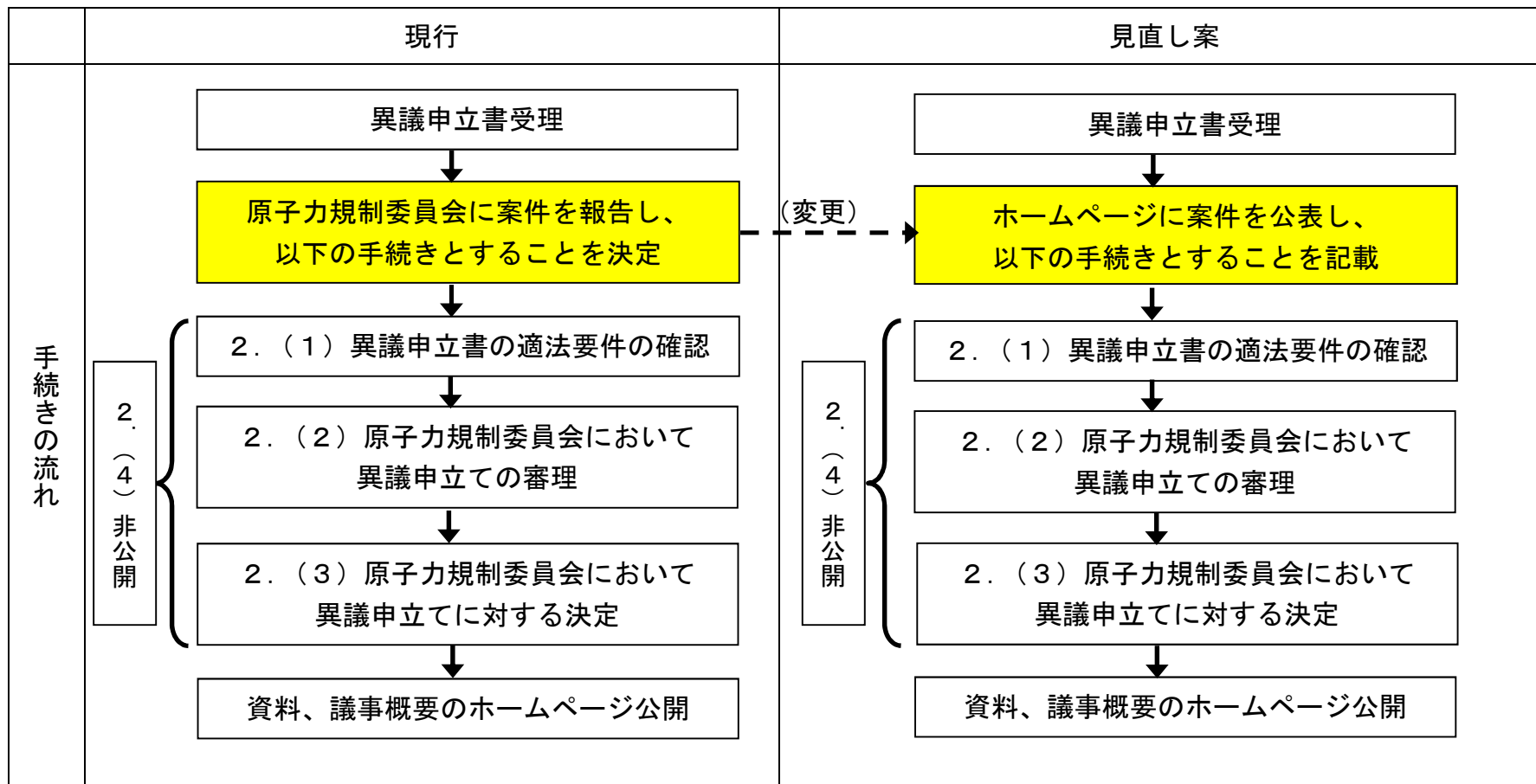
- (1) 原子力規制庁において、異議申立人から提出された異議申立書が行審法上の適式要件及び適法要件を満たしていることについての確認作業等を行う。（行審法第48条において準用する同法第15条第1項及び第2項）
- (2) 行審法に基づき原子力規制委員会において異議申立ての審理その他の必要な手続きを行う。（行審法第48条において準用する同法第25条）
- (3) 原子力規制委員会にて異議申立てに対する決定を行う。（行審法第47条）
- (4) 異議申立ての審理その他の必要な手続きについては、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審議するという異議申立て手続きの性質に鑑み、原子力規制委員会議事運営要領7条及び8条の規定に基づき異議申立ての審理及びその資料・議事録を非公開とし、決定の送達後、資料、議事要旨を公開することとする。

### 3. 今後の対応方針

新規制基準への適合性に係る許認可等に関する異議申立てに係る手続きについては、個別の案件の内容によらず、行審法に基づき2.(1)から(3)のとおりに進める必要がある。また、異議申立ての手続きの性質上、2.(4)にて対応することが適切と考えられる。

従って、今後、新規制基準への適合性に係る許認可等に関する異議申立てを受理した際には、原子力規制委員会で報告する代わりに原子力規制委員会ホームページにおいて公表することとし、2.(1)から(4)の対応で手続きを進めることとする。これと異なる対応が必要となった場合には、原子力規制委員会において検討することとする。

異議申立てに対する手続きの進め方について



	件名	異議申立てに係る 処分日	異議申立て日	概要
1	川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更(1号及び2号発電用原子炉施設の変更)の許可処分の取り消し	平成26年9月10日	平成26年11月7日	・日本政府による法律に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令中であり、原子力規制委員会に関する「法律と規則」及び「組織理念」に違反し、「IAEA(国際原子力機関)安全基準」にも違反しているため、川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更の許可処分は、違法で不当につき、取り消すとの決定を求める。
2	高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可処分の取り消し	平成27年2月12日	平成27年3月20日	・新規規制基準そのものに重大な問題がある ・パブリックコメントの意見募集期間が短い、また、指摘意見(基準地震動、津波予測等)に対して十分に回答していない。
3	高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可処分の取り消し	平成27年2月12日	平成27年4月10日	・新規規制基準そのものに重大な問題がある ・パブリックコメントの意見募集期間が短い、また、指摘意見(基準地震動、津波予測等)に対して十分に回答していない。
4	関西電力高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可の取り消し	平成27年2月12日	平成27年4月10日	・充てん/高圧注入ポンプが新規規制基準対象ではないという考えは間違っている。 ・充てんポンプと高圧注入ポンプの独立性が確保されているという考えは間違っている。 ・許可基準第12条第2項の規定に違反している。
5	九州電力川内発電所の工事計画認可の処分の取り消し	平成27年3月18日	平成27年5月14日	・技術基準規則第14条に不適合 ・技術基準規則第45条に不適合 ・技術基準規則第13条での虚偽申請
6	川内原子力発電所第1号機の工事の計画の認可処分の取り消し	平成27年3月18日	平成27年5月15日	・行政不服審査法に関する違法性 ・原子力規制委員会設置法と国会決議に関する違法性 ・耐震性に重大な欠陥 等
7	川内原子力発電所第2号機の工事の計画の認可処分の取り消し	平成27年5月22日	平成27年7月21日	・行政不服審査法に関する違法性 ・原子力規制委員会設置法と国会決議に関する違法性 ・耐震性に重大な欠陥 等
8	九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更の認可処分の取り消し	平成27年5月27日	平成27年7月23日	・火山活動のモニタリングに関する審査について、モニタリングの具体的な方法や判断基準の審査の内容が不明である。 ・火山活動のモニタリングに関する審査について、科学的技術的知見が反映されていない。 ・火山活動のモニタリングに関する記載が「原子力発電所の火山影響評価ガイド」の要求事項を満たしていない。 等

	件名	異議申立てに係る 処分日	異議申立て日	概要
9	九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更の認可処分の取り消し	平成27年5月27日	平成27年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政不服審査法に関する違法性</li> <li>・原子力規制委員会設置法と国会決議に関する違法性</li> <li>・福島第一原発事故の経験を踏まえない事故対策、異常時の運転操作基準について等、審査内容の問題点 等</li> </ul>
10	九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉の高経年化技術評価等に係る原子炉施設保安規定変更認可申請の認可処分の取り消し	平成27年8月5日	平成27年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会は川内原発の再稼働予定に合わせるように認可した</li> <li>・配管の腐食減肉を想定した疲労の評価で危険個所が見つかるが、これが周辺の同様な対象部位と比較して本当に最も厳しいのか</li> <li>・基準地震動Ss-1による評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象についてしか評価していない 等</li> </ul>
11	伊方発電所の発電用原子炉の設置変更(3号原子炉施設の変更)許可処分の取り消し	平成27年7月15日	平成27年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査において、クリフエッジ超えを避けようとする「恣意的操作」がある</li> <li>・基準地震動の策定が過小評価である</li> <li>・重大事故発生時の対処において、水素爆轟の危険がある</li> <li>・航空機等の直接衝突を「想定外」にしている</li> <li>・プルサーマルにおける事故の進展や被害想定が甘い</li> </ul>

## 行政不服審査法（昭和三十七年九月十五日法律第百六十号）

（処分についての不服申立てに関する一般概括主義）

第四条 行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者は、次条及び第六条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

- 一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつて行われる処分
  - 二 裁判所若しくは裁判官の裁判により又は裁判の執行として行われる処分
  - 三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上で行われるべきものとされている処分
  - 四 検査官会議で決すべきものとされている処分
  - 五 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの
  - 六 刑事事件に関する法令に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分
  - 七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき、国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づき、これらの職員の職務を行う者を含む。）が行う処分
  - 八 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対して行われる処分
  - 九 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置施設、海上保安留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するために、これらの施設に収容されている者に対して行われる処分
  - 十 外国人の出入国又は帰化に関する処分
  - 十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- 2 前項ただし書の規定は、同項ただし書の規定により審査請求又は異議申立てをすることができない処分につき、別に法令で当該処分の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。

（処分についての異議申立て）

第六条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。ただし、第一号又は第二号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、すること

ができない。

- 一 処分庁に上級行政庁がないとき。
- 二、三 (略)

(審査請求書の記載事項)

第十五条 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
  - 二 審査請求に係る処分
  - 三 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日
  - 四 審査請求の趣旨及び理由
  - 五 処分庁の教示の有無及びその内容
  - 六 審査請求の年月日
- 2 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするときは、審査請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。
- 3、4 (略)

(審理の方式)

第二十五条 審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項ただし書の場合には、審査請求人又は参加人は、審査庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(異議申立期間)

第四十五条 異議申立ては、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

(決定)

第四十七条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分(事実行為を除く。)についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することができず、また、当該処分が法令に基づく審議会その他の合議制の行政機関の答申に基づいて

されたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができない。

4、5 (略)

(審査請求に関する規定の準用)

第四十八条 前節(第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第三十三條、第三十四條第三項、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第二項及び第四十三條を除く。)の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

#### 原子力規制委員会議事運営要領(改正 平成24年9月26日 原規広発第120926001号 原子力規制委員会決定)

(会議の公開等)

第七条 委員会は、会議を開催するときは、原則として会議を公開するものとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年五月十四日法律第四十二号)第五条に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)を扱う場合その他委員会が公開しないことが適当であるとした場合は、この限りではない。

2 委員会は、前項ただし書の規定により会議を公開しないこととしたときは、その理由を公表するものとする。

(資料及び議事録の公開等)

第八条 委員会は、会議を開催したときは、原則として資料及び議事録を公開するものとする。ただし、不開示情報に該当するものその他委員会が公開しないことが適当であるとしたものについては、この限りではない。

2 委員会は、前項ただし書の規定により資料及び議事録を公開しないこととしたときは、その理由を明示する。

3 委員会は、議事録を公開しないこととしたときは、議事要旨を公開するものとする。

## 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年五月十四日法律第四十二号）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一～四 （略）

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 （略）